＜住宅ローンご利用者向け口座開設に係る特約＞

1. 特約の適用範囲等

（1）この特約は「住宅ローンご利用者向け口座開設」（以下、「本サービスという。」）から開設した岡崎信用金庫（以下、「当金庫」という。）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。

（2）当金庫との取引において本特約に定めのない事項については、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。

（3）本特約と他の規定の定めが異なるときは、本特約が優先します。

2. 本サービスについて

（1）当金庫所定の IC キャッシュカードを発行します。

（2）通帳は発行いたしません。なお、通帳発行口座への切替えはできません。

（3）残高 0 円で普通預金を口座開設します。

（4）取引店は、住宅ローンの対象物件の住所を基準とし、営業エリアになっている取引店を当金庫で決定します。

（5）郵送した IC キャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

（6）この預金の取引明細はおかしんアプリ上で確認することができます。表示できる取引明細は当日を含めて 62 日間かつ直近 10 明細となります。

（7）この預金を店頭にて払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、この IC キャッシュカードとともに取引店のほか当金庫本支店へ提出してください。

（8）この預金口座を解約する場合には、この IC キャッシュカードおよび届出の印章を持参のうえ、取引店のほか当金庫本支店へ申出てください。

3. 特約の変更

（1）当金庫は、本特約の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。

（2）なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

（2021 年 9 月 14 日）　　以　上